

別表六（十二）付表一の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告書を提出する法人が措置法第42条の4の2第1項（特別試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）又は令和8年改正前の措置法（2）において「令和8年旧措置法」といいます。）第42条の4第7項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合（当該法人が次に掲げる通算法人である場合には、それぞれ次に定める場合を含みます。）において、措置法令第27条の5第2項第15号（特別試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）に掲げる試験研究に係る措置法第42条の4の2第3項第1号に規定する特別試験研究費の額があるときに記載します。

(1) 措置法第42条の4の2第2項において準用する措置法第42条の4第8項第3号の通算法人

同号イの他の通算法人が措置法第42条の4の2第2項において準用する措置法第42条の4第8項第2号に規定する他の事業年度において措置法第42条の4の2第1項の規定の適用を受ける場合

(2) 令和8年旧措置法第42条の4第18項において準用する同条第8項第3号の通算法人 同号イの他の通算法人が同条第18項において準用する同条第8項第2号に規定する他の事業年度において同条第7項の規定の適用を受ける場合

2 「5」の欄は、「同上のうち新規高度研究業務従事者に対する人件費の額（工業化研究に該当する試験研究に係る人件費の額を除く。）10」の金額が0の場合には、記載しません。